

愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022年度～2026年度）（案）に対する県民意見の募集結果について

1 意見募集期間

令和3年12月11日（土）から令和4年1月10日（月・祝）まで

2 意見を提出いただいた方の内訳

(1) 提出方法

方法	人数
電子メール	2
その他	2
計	4

(2) 居住地

市町村	人数
名古屋市	2
豊橋市	1
知多市	1
計	4

(3) 年齢

年齢	人数
20歳未満	
20歳代	
30歳代	1
40歳代	
50歳代	2
60歳代	
70歳以上	1
計	4

(4) 職業

職業	人数
会社員	2
パート	1
無職	1
計	4

3 意見内容と県の考え方（案）

番号	関連章等	頁	ご意見の概要	県の考え方(案)
1	1章	P5	なぜ、今回食品ロス削減推進計画を含めて作成するのか。同一の計画として策定する理由を記載してはどうか。	食品ロスの削減の推進にあたっては、廃棄物行政全体の調和を保つことが重要であるため、廃棄物処理計画に含めて策定することとしたものです。その旨を追記しました。
2	1章	P6	基準年度を2019年度にしているが、コロナウイルス感染症が拡大したのが、2020年であるため、コロナの影響で家庭ごみやプラスチックごみが増えていると考えられる。基準年度として正しいのか疑義がある。また、コロナ関係で法改正があった場合など計画期間中で指標を見直す予定はあるのか。	本県の実績値として把握している最新の数値が2019年度の実績値であることから、基準年度として採用しています。 コロナ禍におけるライフスタイルの転換等による、プラスチックごみや家庭ごみの増加が懸念されているのも事実ですが、現時点で実態を把握しておりません。このため、2020年度以降の指標の経年変化について注視するとともに、必要に応じて指標や施策の見直し等、柔軟に対応していく予定です。その旨を追記しました。
3	2章	P26	県外移出産業廃棄物が「2019年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物(県外移出)は290万4千トンで、2014年度の239万2千トンに比べ、増加している。」とあるが、増加比率1.2倍を記載すべきである。県内移入量の約2倍の産業廃棄物が県外移出されていること、県外移出量が増加傾向である問題を明記すべきである。	ご指摘を踏まえ、P26「(4)県内外移出入の状況」の2行目に「約1.2倍に」を追記します。 産業廃棄物は広域的に処理することを前提とした制度となっています。 なお、愛知県では廃棄物の適正な処理の促進に関する条例に基づき、県外から産業廃棄物を搬入する際に、事前届出を義務づけ、廃棄物の不適正処理の防止を図っています。

番号	関連章等	頁	ご意見の概要	県の考え方(案)
4	2章	P34 P35	<p>一般廃棄物の排出量は経年的な傾向も減少傾向にあるものの、目標達成は困難と見込まれるとあるが、どの市町村のどんな廃棄物の排出量が目標以下なのか、どんな廃棄物が多くなったのか、そもそも目標は適正だったのかなど、目標の達成状況の分析・対応が必要である。</p> <p>再生利用率について、紙類に限らず資源化物がスーパーマーケット等で民間事業者によって回収されることにより、国が実施する一般廃棄物処理事業実態調査で把握されないことも原因の一つであると考えられる。と他人事のように記載するのではなく、国の実態調査で把握できるようにする施策を検討すべきである。</p>	<p>目標達成状況の分析については、毎年度実施している一般廃棄物処理事業実態調査等を通じて、さらなる実態把握に努めてまいります。</p> <p>P51に記載のとおり、家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について検討を進めるよう国に要望してまいります。</p>
5	2章	P39	<p>廃棄物処理施設の整備の促進として、〃〃地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備の促進」・第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画(2008年度～2017年度)に基づき、効率的な一般廃棄物のごみ処理施設の設置の促進とあるが、2021年11月30日に、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021年度～2030年度)」を策定したと公表している。新たな計画の内容に従い、この部分を修正すべきである。</p>	<p>P37～42は前計画期間中の取組の成果と課題を記載しております。前計画の成果や課題を踏まえた、施策の展開についてはP48以降に記載しており、P56に記載のとおり2021年11月に新たに策定した「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づき、廃棄物処理施設の整備促進を図ってまいります。</p>
6	2章	P28～30	<p>衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立実績(2021年3月末現在)埋立進捗率:約54.1%(管理型処分場:約48.1%、安定型処分場:約88.4%)と愛知県が主体となった広域最終処分場(衣浦港3号地廃棄物最終処分場)が、既に半分以上埋立済みであることが明らかになった。</p> <p>残存容量約733万m³について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は約16.3年と試算されとあるが分析が甘すぎる。これは他事業者が利用できない自社最終処分場を加えているため、見かけ上の残余年数が多いだけであり、民間事業者も利用できる衣浦港3号地廃棄物最終処分場では2016年3月末の埋立進捗率は24.8%であった(現計画p47)。つまり1年で埋立進捗率が10%つつ増え、このままなら、3年後には84%、5年後には満杯になってしまう。残余年数の推計は、公共関与の衣浦港3号地廃棄物最終処分場は個別に検討すべきである。</p>	<p>衣浦港3号地廃棄物最終処分場については、2014年度から2017年度にかけて、県内の大型公共工事に伴い安定型区画へ約123万トンの建設発生土の搬入があったため、埋立てが急速に進捗しました。</p> <p>しかしながら、3Rの進展等により最終処分量は減少しています。</p> <p>公共関与の次期最終処分場については、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立進捗率の推移や県内の最終処分量及び残余容量の推移等を踏まえ、適切に検討を進めてまいります。</p> <p>【参考】衣浦港3号地廃棄物最終処分場の残余率 2021年3月末時点 約46% うち管理型区画 約52%(2020年3月末から6ポイント減)</p>
7	4章	P56、57	<p>施策3で「衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次の最終処分場に関しては、事業着手から供用開始まで長期にわたることを踏まえ、早期に調査検討に着手することが重要である。このため、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあることを念頭に置きながら、広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極め、その在り方について検討する。」という程度では済まないのではないか。公共関与の必要性を明記するとともに、調査検討に早急に着手することを明記すべきである。</p>	
8	2章	P41	<p>非常災害時における処理体制の構築で、「市町村災害廃棄物の処理計画の策定は、県内の53市町村で策定が進んでいるが、引き続き、市町村等を対象とした研修会や図上演習等を実施するとともに、実効性のある災害廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。」とあるが、市町村災害廃棄物の処理計画は県内全市町村で策定されているが、災害廃棄物処理体制の構築で、最も大事な災害廃棄物の「一次仮置き場」の選定状況を主な取組みの実績に追加すべきである。</p>	<p>災害廃棄物の仮置き場は各市町村が候補地を選定しております。仮置き場の選定については重要であることから、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

番号	関連章等	頁	ご意見の概要	県の考え方(案)
9	3章	P43	<p>目標設定の考え方として「本県の過去の実績に基づく推計と国の基本方針で示された削減目標、さらには本県の現状を十分に踏まえつつ、可能な限り環境負荷の軽減を図る方向で目標を設定する。」とあるが、国の基本方針に比べ、一般廃棄物の目標があまりにも低水準である。</p> <p>一人一日当たりの家庭ごみ排出量は、国の目標が440g/人・日なのに、県案の目標は480g/人・日という程度である。現状が520g/人・日という「現状を十分に踏まえつつ」の言葉どおりであり、あまりにも現状追随である。</p>	<p>国の目標をそのまま採用することは、本県の実態と大きく乖離しているため、本県の実情を踏まえ、目標値を設定しています。</p>
10	3章	P44	<p>一般廃棄物の排出量について、県案は「2019年度(基準年度)に対し約6%減」とあるが、国の目標が「2017年度に対し、約11.4%削減する。」とあるので、まずは、国の目標と比較できるように、2017年度の排出量を参考までに記載すべきである。</p> <p>P8図2ごみの排出・処理状況の経年変化で、「愛知県の2017(平成29)年度のごみの総排出量は2,522千トン」とされている。この値と比較すると、約5%減にしかならず、約6%減よりさらに悪くなる。国の目標約11.4%減とは比べ物にならない。市町村別に緻密な分析を行い、国の目標約11.4%減に近づけるべきである。必要なら、県の指導、協力を行うべきである。</p>	<p>一般廃棄物の年度ごとの排出量、最終処分量については、P8図2に記載しております。国の目標をそのまま採用することは、本県の実態と大きく乖離しているため、本県の実情を踏まえ、目標を設定しています。排出量及び最終処分量の目標は、P45に記載のとおり一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の削減量等を勘案した目標設定となっております。</p> <p>また、一般廃棄物の処理に関する計画は市町村が定めることから、県として、技術的支援に努めてまいります。</p>
11	3章	P44	<p>一般廃棄物の最終処分量は、県案は「2019年度(基準年度)に対し約8%減」とあるが、国の目標が「2017年度に対し、約16.6%削減する。」とあるので、まずは、国の目標と比較できるように、2017年度の排出量を参考までに記載すべきである。</p> <p>P8図2ごみの排出・処理状況の経年変化で、「愛知県の2017(平成29)年度のごみ最終処分量は200千トン」とされている。この値と比較すると、約7%減となり、約4%減よりは改善されるが、国の目標約16.6%減には追いつかない。藤前干潟埋立計画を断念し、「ごみを減らす」ための「非常事態宣言」を出した名古屋市の実績が大きく影響しているにも係わらずこうした現状、目標になる理由を市町村別に緻密な分析を行うべきである。</p>	
12	3章	P46	<p>産業廃棄物の排出量について、県案は「2019年度(基準年度)に対し約1%増」とあるが、P15図10産業廃棄物の発生量等の推移では、まず、発生量が示してある。例えば2019年度(基準年度)の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の発生量は1,994万8千トンとあるが、P46の排出量1,542万6千トンと異なっている。これは、P18図16産業廃棄物の処理の流れで、産業廃棄物として「発生量」1,994万8千トンのうち、有価物量452万2千トンを減じて「排出量」1,542万6千トンとしたもので、理解はできるが、分かりにくい。発生量と経済活動、業種別、種類別発生量の分析などを行っていることから、本来は、排出量ではなく、発生量で目標を定めるべきと思われる。県の環境白書(令和3年版環境白書2021.12.13公表)でも産業廃棄物の発生量等が示してあるが、排出量は読み取れない。</p>	<p>本計画では、まず廃棄物の排出を抑制し、次に環境への負荷低減に配慮した再利用、再生利用の順に、できる限り循環利用を推進していくことを目指しています。このため、循環利用の取組成果となる計画の指標には、廃棄物の発生量ではなく、排出量を設定しています。</p>

番号	関連章等	頁	ご意見の概要	県の考え方(案)
13	3章	P46	「産業廃棄物の2019年度における排出量は1,542万6千トンであり、2014年度の1,524万9千トンに比べ1.2%の増加にとどまっており、現状で目標値を達成している(図33)。」と、現状を追認し、「2026年度の予測値は、2019年度実績から約1%増加する1,557万3千トンである。 国の基本方針を満足しているため、予測値である1,557万3千トンを目標とする。 」というような単純な目標を設定するのではなく、 産業廃棄物の排出原単位などを分析し、可能な対策を検討すべきである。SDGsの視点からは、産業廃棄物は、本来増加を容認するのではなく、減少させるべきではないのか。	2017年度の排出量については、P34 図33に記載しております。将来推計値については、本県の過去の実績値をもとに排出原単位などを分析し、算出しています。産業廃棄物の排出量等は経済動向等にも左右される側面が強いため、将来推計をベースに目標値を設定しております。 使えるものはリユース、リサイクルし、どうしてもリサイクルできないものは、適切に処分するという基本原則のもと循環利用率の向上等を目指してまいります。
14	3章	P46	産業廃棄物の排出量は、国の目標が「2017年度に対し増加を約1.7%に抑制する。」とあるので、まずは、県案が「2019年度(基準年度)に対し約1%」とあるが、国の目標と比較できるように、 2017年度の排出量を参考までに記載すべきである。 県案には記載されていないが、愛知県WEBの平成29(2017)年度産業廃棄物処理状況等調査p10では、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の排出量は1,542万2千トン(発生量は1,931万1千トン)とされている。この値と比較すると、約1%増であり、国の目標の約1.7%増よりはよくなる。しかし、「本県の産業廃棄物の発生量の推移は、ものづくり県であることを反映して、製造品出荷額等の推移と類似する傾向にある。」と認めているように、 産業活動・経済活動による産業廃棄物は増加を認めるという目標は、一般廃棄物は各個人の努力を求めるとことと正反対であり、国の目標と同様に間違った目標である。 少なくとも現状非悪化などの目標とすべきである。	
15	3章	P46	産業廃棄物の減量化目標で、「2026年度の予測値は、2019年度実績から約1%増加する1,557万3千トンである。国の基本方針を満足しているため、予測値である1,557万3千トンを目標とする。」とあるが、このような考え方は「計画は不必要」と言っているようなものである。 参考資料の廃棄物排出量等の将来予測手法で「実態調査(2019年度実績)に基づく発生原単位に将来の活動量を乗じることにより産業廃棄物の発生量を求めた。活動量については、5種類の回帰式(一次式、二次式、対数式、べき乗式、ロジスティック式)により比較検討を行い、適合性を判断の上、種別に将来の活動量を設定した。」とあるので、業種別に将来の活動量を設定し、発生源単位を掛けただけである。つまり、 将来の活動量は野放し、発生源単位も現状のまま、一般廃棄物の家庭系ごみ発生源単位を520を480g/人日に減らすということもない。 このようなことなら、廃棄物処理計画を策定する必要はなくなる。活動量が増加することは良いとしても、少なくとも産業廃棄物の排出量は現状非悪化、そのために 発生源単位を削減する施策を示すべきである。P38 課題にある「最終処分量は大きく変動していないが、排出量は増加傾向であるため、発生抑制を継続的に進める必要がある。」 に対応すべきである。	
16	4章	P52	特別管理産業廃棄物の適正処理で「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(2018年3月)に基づき、2021年度末までの処分期間後に残存する変圧器等の高濃度PCBについては2022年度末までに、低濃度PCBについては2026年度末までに、それぞれ確実かつ適正に処理するよう保管事業者を指導する」とあるが、 いかにも県独自の施策であるかのような誤解を与える。 2001年POPs(ストックホルム)条約採択により、残留性有機汚染物質(POPs)の製造、使用を規制する(2028年までに廃棄物処理完了)ための国内法整備としてPCB法(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法)ができ、PCBは処理期限2027年3月末と定められている。こうした世界の動き、 国策に伴う施策である事実を追記すべきである。	県は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定しています。その旨を追記しました。

番号	関連章等	頁	ご意見の概要	県の考え方(案)
17	4章	P53	<p>廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保として「焼却施設や最終処分場等について、法に基づく定期検査を確実に実施する。また、設置者自らによる定期的な検査の実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。」とあるが、「焼却施設や最終処分場等」とは、焼却施設(産廃・一廃)、最終処分場(産廃・一廃)、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設若しくは分離施設に限定されていることを明記すべきである。</p> <p>また、「維持管理に関する情報の公表」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)平成23年2月4日で「公表方法については、インターネットその他の適切な方法により公表することとされており、幅広い関係者が当該情報にアクセスできるようにするという視点からは、原則としてインターネットを利用する方法が望ましいこと。ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合に、求めに応じてCD・ROMを配布することや、紙媒体での記録を事業場で閲覧させることなどについては、「その他の適切な方法」による公表に該当するものであること。」とされており、原則としてインターネット公表であることも明記すべきである。</p>	<p>定期検査の対象は法に規定されており、その中で県内の代表的な施設として焼却施設及び最終処分場をあげたものです。</p> <p>維持管理に関する情報の公表については、これまでも事業者に対し原則インターネットによるものであることを指導しておりますが、その他適切な方法も含めて公表する義務がありますので、その旨を指導してまいります。</p>
18	第4章	P58、59	<p>被災後の復旧を早くするために、回収体制の整備や処理場の確保は必須です。ただ、災害ごみを災害が起こる前に減らしていくことも、“減災の取り組み”の1つに加えても善いと思います。</p>	<p>P58、59のとおり非常災害時における処理体制の構築として、発災前の取組も行っていくこととしております。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
19	第5章	P80～85	<p>食料自給率が低いにもかかわらず、フードロスの量は膨大で、そのニュースを耳にするたびに胸が痛みます。厳しい3分の1ルールをなんとか改正してもらいたいと思うと同時に、そこで出てしまったロスの食品など、必要な人の手に渡る社会システムを早急につくってほしいと切に願っています。また食品製造業で出る端材も、期限切れ商品、私たち消費者は求めています。海外でも増えてきたように、こういった食品を扱う店舗が増えるよう行政も支援してほしいです。もちろん消費者も「無駄買い」を減らし、「食べ残し」も減らす努力も必要で、衛生面で普及しづらい「ドギーバッグ」の取り組みも、行政からの声かけでもっと進めて行ってほしいと願います。</p> <p>また給食の残菜も、減らす努力をしたうえで、廃棄するのではなく、せめて堆肥化して、食材野菜を育てる際に使えるように、循環サイクルの整備を県をあげて取り組んでほしいです。またできれば、学校で野菜を育てる「スクールヤード」を設け、残菜のコンポストを作って学校内で食の指導ができる環境を整えれば、子どもたちにとっても生きた教育になるのではないでしょうか。学校での栄養指導の項目に、フードロス問題も取り入れていてもらいたいです。</p>	<p>「食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用(飼料化、肥料化、その他)を促進する」という視点に基づき、教育及び学習の振興、普及啓発をはじめとする施策を展開することとしています。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

番号	関連章等	頁	ご意見の概要	県の考え方(案)
20	—	—	パブリックコメント中の「愛知県災害廃棄物処理計画」(改定案)では、 地震・津波災害の仮置き場不足は中部国際空港沖埋立地も活用すべきである。 中部国際空港沖埋立地は、漂流廃棄物の「一次保管用地」計 244ha を予定しており、埋立地のため市町村の所属が未定で住所がないため、市町村からは仮置き場として候補に挙げられない。埋立承認をした知事として責任をもって、 候補地に追加すべきである。そうすれば、候補地面積は 765ha となり、必要面積の 1.3 倍程度となる。 この埋立承認の内容を忘れて、中部国際空港沖埋立地に 2 本目滑走路を(12月 13 日の定例知事記者会見での記者質問への回答)などと願望を述べ、12月 14 日の中部国際空港将来構…想推進調整会議で「県の担当者が構想案を説明し、出席者が了承」と即断したのは、埋立申請の土地利用計画の変更にあたり、埋立承認をした知事の姿勢が問われる。	「愛知県災害廃棄物処理計画」(改定案)では、「市町村は、(中略)仮置き場候補地を(中略)確保する。」「県は、県内のオープンスペースや過去の災害における取組に係る情報提供を行い、市町村の取組を支援する。」こととしております。
21	—	—	昨年熱海で起こった土砂災害の教訓を生かす項目が見当たりませんでした。 リニア中央新幹線の本体工事や関連工事で排出される土木産業廃棄物(土砂など)に関する、より厳しい規則が必要ではないか と思いました。	廃棄物の不法投棄、過剰保管等の未然防止及び迅速適正な対応に向け、不法投棄等監視特別機動班による計画的なパトロールを行ってまいります。
22	—	—	名古屋港は、土砂運搬能力の高い木曾三川と庄内川の河口に開かれた人造の悪港です。頻繁に航路・泊地の浚渫を行わなければ、干潟になってしまう場所です。港湾管理のために排出される膨大な土砂を、セントレア沖など伊勢湾水域に新たな埋め立て場所を求め続けて善いのでしょうか。大水深バース維持が難しい港は世界中沢山あります。ならば、浅い航路・泊地で運用できる船を普及させる手立てもあると思います。近傍には天然の良港である四日市港もあります。物流分野からも、持続可能な地域社会、世界経済を創っていきませんか？ 二酸化炭素を多く排出することで知られている製鉄産業。愛知県の基幹産業である自動車のボディーやサスペンションなど、今まで金属で造られることが当たり前だったものが、植物の主要構成物であるセルロースで代替できれば、工業製品のライフサイクルの全てのステージで二酸化炭素の排出を抑制できます。この分野、国内では京都府が抜きに出ているようですが、県内にも核と成り得る企業や研究室も存在します。 廃棄物処理を”後始末”との発想から、産業転換による新しい循環の創造に変えられたら善いですね。	新たな資源の投入や廃棄物の発生を限りなく小さくする経済システムである、サーキュラーエコノミーへの転換を図り、プラスチック等の有効な循環利用を図りつつ、CO2 排出量の削減に貢献してまいります。